最高裁民二第2055号 (訟い-01) 令和2年9月1日

高等裁判所長官 殿 地方裁判所長 殿 家庭裁判所長 殿

> 最高裁判所事務総局民事局長 門 田 友 昌 最高裁判所事務総局行政局長 門 田 友 昌 最高裁判所事務総局家庭局長 手 嶋 あさみ 最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志 最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

テレビ会議の方法による手続を行う場合の事務の取扱いについて(通達)

刑事事件、医療観察事件及び少年事件を除く事件において、法律又は最高裁判所規則に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は音声の送受信により同時に通話をすることができる方法として、標記の手続を行う場合の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 用語の定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 テレビ会議の方法による手続 ビデオリンク・テレビ会議統合システムの機

- 器,構外別室用機器又は民事若しくは家事のテレビ会議システムの機器を利用 して行われる刑事事件,医療観察事件及び少年事件を除く事件の期日等におけ る手続をいう。
- 2 証人等 証人, 当事者, 鑑定人, 通訳人, 利害関係参加人その他事件の関係 人をいう。
- 3 接続元の裁判所 テレビ会議の方法による手続を主宰する裁判所が当該手続 を行う裁判所をいう。
- 4 出頭裁判所 テレビ会議の方法による手続を行うため、証人等又は専門委員 が出頭する裁判所(接続元の裁判所を除く。)をいう。
- 5 利用法廷等 テレビ会議の方法による手続を行う際に,証人等又は専門委員 を在席させる出頭裁判所の法廷,準備手続室,審判廷,調停室等をいう。
- 6 利用機器 利用法廷等においてテレビ会議の方法による手続に利用する機器 をいう。
- 7 訟廷管理官 民事若しくは家事の訟廷管理官又は訟廷管理官をいう。
- 8 事件担当書記官 接続元の裁判所においてテレビ会議の方法による手続を行 う事件を担当する裁判所書記官をいう。
- 9 共助事件担当者 出頭裁判所においてテレビ会議の方法による手続に係る共助事件を担当する者をいう。
- 10 旅費等 証人等に支給する旅費, 日当及び宿泊料をいう。
- 第2 接続元の裁判所の構外に所在する裁判所と接続してテレビ会議の方法による 手続を行う場合
  - 1 利用法廷等及び利用機器の使用状況の照会先

利用法廷等及び利用機器の使用状況に関する照会は、出頭裁判所の訟廷管理 官の下に置かれた庶務係(庶務係が置かれていない場合は事件係)に対して行 う。ただし、訟廷管理官が置かれていない場合は主任書記官(主任書記官が二 人以上であるときは上席の主任書記官)に対して、訟廷管理官及び主任書記官 が置かれていない場合は裁判所書記官(裁判所書記官が二人以上であるときは 上席の裁判所書記官)に対して、当該照会を行う。

- 2 テレビ会議の方法による手続を行う場合に必要な事務の嘱託
  - (1) 事件担当書記官は、テレビ会議の方法による手続の実施に必要な事務を、出頭裁判所に書面で嘱託する。この嘱託書は、電子メール又はファクシミリを利用して送付することができる。
  - (2) 出頭裁判所は、嘱託書を平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務 総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」別表第1の 58の共助事件、別表第2の14の共助事件又は別表第5の10の家事共助 事件に準じて、民事共助事件簿、行政共助事件簿又は家事共助事件簿、家事 共助事件簿(訴訟事件等に関する事件簿)若しくは家事共助事件簿(子の返 還に関する事件等に関する事件簿)に登載する。
- 3 出頭裁判所における事務
- (1) 共助事件担当者は、直ちにテレビ会議の方法による手続の予定日時における利用法廷等及び利用機器を確保する。
- (2) 共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、共助事件担当者の氏名及び官職を遅滞なく通知する。
- (3) 出頭裁判所においてテレビ会議の方法による手続に立ち会う職員は、当該手続の実施中、当該手続を主宰する裁判所の指示に従う。
- 4 証人等の呼出しの事務 証人等に対する期日の呼出しに関する事務は、事件担当書記官が行う。
- 5 傍聴用のモニターの設置等

期日における手続を傍聴させるためのモニター(以下「傍聴用のモニター」という。)を設置する場合は、傍聴用のモニターには、テレビ会議の方法による手続を主宰する裁判所が当該手続に利用するモニターに映し出された映像と同様の映像を映し出すものとする。

## 6 録音テープ等への記録

民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第68条第1項その他の最高裁判所規則の規定による録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)への記録は、期日に立ち会った裁判所書記官が接続元の裁判所に設置した記録装置を用いて行う。

## 7 共助事件関係書類等の取扱い

- (1) 共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、宣誓書及び旅費等の請求書を送付する。この宣誓書及び旅費等の請求書は、電子メール又はファクシミリを利用して送付することができる。
- (2) (1)に掲げる書類以外の共助事件関係書類は、送付することを要しない。
- 8 旅費等の予納及び支給の事務

旅費等の予納及び支給に関する事務は、テレビ会議の方法による手続を行う 事件が係属する裁判所が取り扱うものとする。

第3 接続元の裁判所と同一の構内又は裁判所以外の場所と接続してテレビ会議の 方法による手続を行う場合

傍聴用のモニターの設置等については第2の5の定めを,録音テープ等への記録については第2の6の定めを,それぞれ準用する。

付 記

この通達は、令和2年9月1日から実施する。